

吉田 律人 提出 学位申請論文（課程博士）

『軍隊の対内的機能と国内の治安維持

—明治・大正期の災害対応を中心に—』審査要旨

### 論文の内容の要旨

本論文は、近代日本軍隊の創設から昭和初年に至る間の、軍隊の対内的機能の変化、国内の治安維持システムの形成過程を解明することを課題とし、二部構成、一〇章と補論二、及び序章・終章からなっている。

序章では、軍隊・軍部、戒厳令の研究史を踏まえて、本論の課題を、民衆・地域社会に対する軍隊の論理、平時の軍隊の治安維持機能、消防・警察との関係、対内的機能の体系化、関東大震災における軍隊の役割の解明という五点にあるとする。その課題を達成するため、震災経験を踏まえて軍隊の対内的機能を陸軍省

が体系化した「治安維持のための兵力使用に関する参考」に記された五項目の到達点に、どのようにして至ったかをあきらかにすることが、軍隊の治安維持システム形成過程を解明することにつながるとする。

第一部（第一章～第五章）「出兵制度の成立と展開」では、明治維新から大正中期、関東大震災前までの時代を対象とし、第二部（第六章～第二〇章）「関東大震災と日本陸軍」では、関東大震災発生直後からの陸軍の対応を詳細に検討する。

第一章「明治維新と出兵制度」では、政府直轄軍、東京鎮台創設に伴い、鎮台条例に出兵制度、地方長官の出兵請求権が明記されたこと、さらに師団制・旅団制においても鎮台条例の規定が継承され、地方官の出兵請求権が継承されたことを示す。鎮台条例以来、出兵に関する規定は大きく変化しないが、軍隊の国内治安維持に果たす役割は、警察と憲兵の設置により、次第に低下していく。

第二章「東京衛戍地の形成」では、「衛戍」の意味を明らかにしつつ、皇居を

親兵Ⅱ近衛と鎮台が二重に取り囲み、師団制で兵営所在地は衛戍地となり、軍事的空間が再編され、東京防衛総督部条例、東京衛戍総督部条例が施行され、日比谷焼打ち事件に際しては衛戍条例に基づき出兵する。警察力の整備に伴い治安維持の段階的システムが形成され、軍隊は治安維持の中心から外れていくが、警察が攻撃対象となった焼打ち事件に際してはシステムに基いて出兵する。しかし日比谷事件後、軍隊の治安出動について十分な検証と整備がなされず、衛戍総督も廃止されてしまったとする。

第三章「災害出動制度の確立」では、制度自体に踏み込んだ研究もない救護活動を検討する。洪水や地震などをきっかけに軍隊の災害出動を求める声が高まって軍隊内務書が改定され、さらに大阪大火を機に一九一〇年に衛戍条例が改正され、軍隊の火災・水害などの救護活動が制度化される過程を詳細に明らかにした。ただ災害出動には、兵士の訓練、軍隊自体の防衛など、軍隊の論理との矛盾があったことも強調される。

第四章「災害出動制度の展開」、第五章「政軍関係の相克」では、新潟県高田市を衛戍地とする第一三師団の災害出動を題材とする。衛戍条例改正に伴い、同師団においても衛戍服務細則を制定し、行政・警察と災害時の出動態勢を協議する。火災・水害に際してこの細則に基づき、積極的に出動したことが示される。しかし一九一八年の深刻な雪害による信越線不通に際しては、大規模な出動を求める鉄道当局と地元と、軍隊の教育などを重視する軍事の論理が対立し、軍隊は高田を衛戍地とすることを忌避するまでになったという。

第六章「東京衛戍地における災害出動」では、一九一〇年八月に関東地方を襲った洪水以降の災害出動について検証する。同年の洪水は東京にも大きな損害を与え、陸軍は衛戍条例の規定により出兵、展開する。各部隊からの報告をまとめた「水難救援詳報」には、軍隊は行政・警察との関係に苦慮しつつ救護活動を展開した様子が記されている。その後の大火、洪水に際して軍隊は活動を展開するが、警察や消防の充実、軍縮の影響などもあって衛戍総督部が廃止される。一〇

年の衛戍条例改定後、災害出動が定着していった様子が、興味深い史料によって具体的に記述されている。

第七章「陸軍の指揮命令系統」では、関東大震災発生直後の在京部隊の状況、混乱ぶりを明らかにし、戒厳令適用により関東戒厳司令部が設置されて指揮命令系統が確立する経過を明らかにする。戒厳令適用と戒厳司令部設置の意義として、平時の枠組みを取り払い、戒厳令を施行して軍隊の活動を円滑化したこと、指揮命令系統を再構築して司令部機能を充実させたことなどを強調する。震災発生時の東京・関東の陸軍各部隊の状況を明らかにし、それを前提に震災発生以降の陸軍各部隊の対応を記し、戒厳令適用についても司令官の動向、中間司令部、部隊の展開、罹災地の状況などが具体的に叙述される。

第八章「戒厳令の適用と治安維持政策の展開」では、戒厳令の適用から撤廃に至る経過を枢密院会議議事録や関係者の日記などによって明らかにし、その後の治安維持にどのように生かされたのかを検討する。戒厳令は、朝鮮人・中国人虐

殺の文脈から評価されてきたが、それは単なる朝鮮人対策ではなく地域全住民に対する強制権の発動であるという見解に基づき、適用過程、適用の功罪を明らかにし、戒厳令が長期化することによって軍隊への過度の依存、軍事の論理との矛盾も生じていたことを指摘する。解除後に設置された東京警備司令部が、震災の経験を反映した「警備勤務参考書」を作成するなど、震災経験が生かされていったことを明らかにする。

第九章「軍事動員と非罹災地の動向」では、新潟県駐屯第一三師団の震災出動の経過に加え、地元各新聞の記事により、錯そうする情報について明らかにしている。新聞社が朝鮮人暴動をあおるような記事を出すのに対し、師団関係者が抑制的であったことが注目される。第一〇章「横浜市の警備体制」では、市内に部隊を持たない横浜において軍隊の救護活動・治安維持がどのように展開されたのかを検討する。その経験を踏まえ、市当局・市民とも連隊誘致活動を展開するが、軍縮の中で実現しなかったことを示す。

補論1「関東大震災と陸軍法務官の活動」では、「神奈川方面警備部隊法務部日誌」により、部隊設置の経過、治安状況についての紹介を行い、補論2「陸軍の震災記録」では、陸軍が二三年一月に各部隊に「震災関係業務詳報」を作成提出することを命じ、その一部分が陸軍の沿革誌や自治体の震災誌に反映されていることを明らかにした。

終章では、まず震災後に治安維持システムが整備されていたことを示し、ついで本論の冒頭に述べた「治安時の為の兵力使用に関する参考」に戻り、明治初年以來の治安出動の仕組み、自治体・警察・消防などとの関係、国民との関係について論じ、さらに軍隊の対内的機能の変遷をまとめる。

#### 論文審査の結果の要旨

本論文は、近代日本軍隊の対内的機能について、民衆運動抑圧・治安維持の側

面のみが注目されてきたのに対し、救護活動にも注目し、救護・治安維持など軍隊の対内的機能を全体として取り上げ、明治維新时期から制度的に完成する昭和初年までを対象とする。対内的機能の基本的な制度的枠組み、細則、それに基づいて行われた実際の運用、軍隊出動に対する官民の反応とフィードバックまでを考察する。

論者は、日本軍隊の対内的機能の形成について、四つの画期を指摘する。鎮台としての直轄軍隊創設前後は、軍隊が治安維持全般を担わざるを得なかったが、統治機構が形成される明治中期には警察・消防・憲兵が次第に充実されて機能が分化し、陸軍にも師団制が導入されて対外的役割を中心にするようになり、対内的機能が後退する。しかし、明治中期以降も大規模な災害に際しては、近傍に衛戍している軍隊に対する官民の期待は高く、また「衛戍」の観点からも軍隊は災害出動を展開せざるを得なかった。こうした経験を経て一九一〇年に衛戍条例が改正されて災害出動が明文化され、各衛戍地において細則が作成され、地方官民

と協議しつつ運用されていた。関東大震災の出動は全国的規模となり、長期化し、種々の問題を生じた。治安維持・災害出動の最後の手段としての軍隊に対する期待が高まる一方、軍隊はその経験を総括し、警備体制が見直され、昭和初年には軍隊の対内的機能が、ほぼ完成することになった。

こうした対内的機能の形成を歴史的に解明するとともに、軍隊はその行使に際して一貫して警察・消防など地方行政組織の役割を尊重して抑制的であったこと、自らを最後の手段としていたこと、国民を存立基盤とする軍隊として国民を尊重し、武器使用については極めて慎重であったこと、さらに災害時に官民から軍隊の役割に対する期待が高まるのに対して、兵士の教育の遅れや統帥権問題などにより、往々にして軍隊の論理と官民の期待との間に齟齬が生じたことなどが強調される。

本論文が評価されるのは、以下の諸点である。第一に、軍隊の対内的機能に着目し、軍隊創設時からその機能が制度的にも実質的にも完成する一九三〇年頃ま

でを、多面的に、通史的に明らかにした。第二に、明治中後期の災害出動を踏まえ、一九一〇年の衛戍条例改正によって対内的機能の仕組みがほぼ形成されたことを明らかにした。第三に、震災直前の首都東京の軍事的空間を明らかにし、それを前提に震災における軍隊の救護活動・治安維持活動を詳細に明らかにした。第四に、制度を正確に追うと共に、実態・内容も詳細に明らかにした。第五に、民衆運動抑圧・治安維持組織としてマイナスイメージで語られることの多い日本軍隊について、災害出動など国民生活を守る後衛としての軍隊の役割・機能を全体として提示した。

こうした点で高く評価できるが、論者も気づいているように、もっとも大きな問題は、軍隊の本質的な役割が前面に出てくる場合である。すなわち対外的な緊張が生じて「平時」ではなくなった場合、軍隊は対内的問題に対してどのような対応するかである。著名なのは一九四四年一二月の昭和東南海地震であるが、軍はこの地震の被害を出来るだけ隠し、その後の余震の被害を大きくしたといわれ

る。こうした戦時の対内的機能も含めて、軍隊の機能・役割を論じなければ、反対に「片手落ち」という非難を免れないであろう。

そのほか、「軍事的空間」という概念も魅力的なのではあるが、軍隊の配置以外にどのようなものを盛り込んで構成するのか、海軍の対内的機能はどうだったのか、あるいは日本が制度を導入した外国軍隊の災害出動はどうだったのかといった点も論じなければならぬ課題であろう。

本論文の多くの章が既発表論文から構成されているため、叙述の重複している箇所、記述の前後している箇所が散見される。また、術語の使用が適切でないもの、想いの余るあまり叙述が不用意になっている箇所も見られる。

以上のような問題も含むが、本論文は日本軍隊の対内的機能・役割の形成を、制度・実態に互って歴史的に明らかにした論文として高く評価できる。

よって本論文の提出者吉田律人は、博士（歴史学）の学位を授与される資格があると認められる。

平成二十七年二月十四日

主査 國學院大學教授

上山和雄 印

副査 國學院大學教授

樋口秀実 印

副査 東京大學大學院教授

鈴木淳 印

吉田 律人 学力確認の結果の要旨

左記三名が各専門分野からそれぞれ学力確認の試験を行った結果、博士（歴史学）の学位を授与される学力があることを確認した。

平成二十六年十二月二十四日

学力確認担当者

主査	國學院大學教授	上山和雄	印
副査	國學院大學教授	樋口秀実	印
副査	東京大学大学院教授	鈴木淳	印